

○広報やぶき製作委託業者選定のためのプロポーザル実施要領

1 趣旨

町の情報を町民の視点に立ち、分かりやすくデザインし、幅広い年齢層が興味を持つことができる「広報やぶき」を作成するため、編集、印刷、製本などの一連の業務についてプロポーザルを行うものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

「広報やぶき」製作業務

(2) 業務内容

ア レイアウト(紙面デザイン、イラスト・地図・グラフ作図など)

イ 印刷・製本・仕分け

ウ 紙ベース、最終のPDF画像による納品

※詳細は「『広報やぶき』製作業務委託業務基本仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日(令和3年5月号から令和6年4月号 計36号)

(4) 委託限度額

14,400,000円(消費税及び地方消費税を含む) (3年間)

3 参加資格

次のいずれの要件をも満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第475号若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てが成されていない者であること。
- (3) 矢吹町の工事等請負有資格業者名簿に登録されており、かつ指名停止の措置期間中でないこと。もしくは、必要書類(4応募手続き(2)の提出書類の※を参照)を提出することができる者であること。
- (4) 矢吹町内に本社や事務所、または支店・営業所を有すること。
- (5) 毎月毎号、期間を通した連続業務が可能で、緊急事態やその他不測の事態にも対応できる態勢を整えられること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 自治体広報紙の製作実績を有する者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 応募手続き

(1) 応募方法

(2)の「提出書類」に示す全ての内容を(3)の「提出書類の提出期限および提出先」に提出することをもって本募集に応募したものとする。

(2) 提出書類

以下のすべての書類とする。

提出書類	提出部数	内容等	備考
①プロポーザル参加申請書	7部(正本1部、写し6部)		様式1
②企画提案書		別紙仕様書のとおり	任意様式A 4版
③企画提案作品		別紙仕様書のとおり	任意様式A 4版
④会社(団体)概要書		事業概要および組織図が記載されているもの	任意様式A 4版
⑤業務実績確認書			様式2
⑥見積書			任意様式
⑦誓約書			様式3

※応募者が矢吹町の工事等請負有資格業者名簿に未登録の場合は、参加申請書に以下の書類を添付すること。

- ⑧定款及びその他の規約 写し
- ⑨履歴事項全部証明書(登記簿謄本)※3カ月以内に発行されたものの写し
- ⑩財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書)
- ⑪印鑑証明書 写し可
- ⑫前年度分の納税証明書(国税及び地方税の未納のない完納証明書) ※3カ月以内に発行されたもの 写し可
- ⑬(様式4)印刷設備状況一覧表
- ⑭(様式5)営業所一覧表
- ⑮(様式6)委任状兼使用印鑑届(営業所等の場合)
- ⑯(様式7)営業所の平面図及び付近見取図(営業所等の場合)

(3) 提出書類の提出期限及び提出先

提出期限：①のみ 令和3年1月15日(金)12時00分まで

②～⑦ 令和3年1月29日(金)17時00分まで

提出方法：持参又は郵送

持参の場合は、平日の9時00分から17時00分までの間に提出すること

提出先：矢吹町役場 企画総務課企画調整係

〒969-0296 西白河郡矢吹町一本木101

TEL 0248-42-2117(直通)

電子メール kikakusoumu@town.yabuki.fukushima.jp

(4) 企画提案書等作成に関する質疑応答

質問期限：令和3年1月22日(金)17時00分まで

質問方法：電子メールで行い、電話で受信確認を行うこと。

送信先：(3)で示す「提出書類の提出期限及び提出先」の提出先に同じ。

質問様式：任意様式

(ただし、件名は「広報やぶき製作委託業者選定のためのプロポーザルに関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号」および電子メールアドレスを記載すること)

回答方法：質問及び回答は、矢吹町ホームページに随時掲載する。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を「広報やぶき」製作委託業者の委託候補者に選定するものとする。

審査はあらかじめ設定した採点項目に基づき、客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

6 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

一次審査は企画総務課長及び企画総務課企画調整係職員が実施し、二次審査は「『広報やぶき』製作委託業者選定のためのプロポーザル審査委員会」がプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 一次審査(書類審査)

ア 提出書類により、応募資格の審査を行う。審査にあたっては、参加事業者が資格条件を満たしているか、提出書類に不備がないかの確認を行うとともに、「『広報やぶき』製作委託業者選定一次審査採点表」を用いて採点し、合計点数により参加事業者への順位付けを行う。

イ 評価点数の高い応募者(概ね3社)を二次審査対象として決定する。

ウ 応募者が1社の場合でも一次審査を行い、適切な事業者であると判断した場合は二次審査を行わずに、本業務委託契約の製作委託候補者とする。

エ 一次審査の結果は、令和3年2月上旬ごろに全応募者に連絡する。

(3) 二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 実施方法

- ・参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行う。
- ・「二次審査提出物」以外の資料の追加は認めないものとする。

イ プレゼンテーションは令和3年2月下旬に予定している。(正式な日程等は、対象者に別途通知する)

ウ 審査に当たっては、「『広報やぶき』製作委託業者選定二次審査採点表」を用い、一次審査と同様の方法で順位付けを行う。最も高い評価を得た者を本業務委託契約の委託候補者として選定する。

エ 選定後、二次審査の対象者に対し、選定、非選定の旨を通知する。

(4) 選定の取り消し

選定された者が、次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合。

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 審査委員会や当町の職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関する援助を求めた場合。

7 日程等

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 提出書類の提出期限 | 「4 応募手続き」(3)を参照 |
| (2) 一次審査結果通知 | 令和3年2月上旬 |
| (3) 二次審査(プレゼンテーション) | 令和3年2月下旬 |
| (4) 二次審査結果通知 | 令和3年2月下旬 |
| (5) 製作委託業者の特定 | 令和3年3月中旬 |

8 問い合わせ先

「4 応募手続き」のうち「(3)提出書類の提出期限及び提出先」の提出先に同じ

9 契約

- (1) 委託候補者において提出された提案書及び見積書の内容に基づき、実施する業務の詳細及び契約内容等の協議を行う。
- (2) 委託候補者は、協議の結果に基づき正式な見積書を提出するものとする。
- (3) 契約内容の協議、正式な見積書の内容により矢吹町と委託候補者が合意した場合は当初予算が成立後受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に

至らなかった場合は、次点委託候補者と協議に入るものとする。
契約締結後において、受託事業者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、矢吹町は契約を解除することができるものとする。

10 その他

- (1) 提案書に係る事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 委託候補者に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (5) 提出後の参加申込書及び企画提案書等の修正又は変更については認めないものとするが、後日提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。
- (6) プロポーザル参加申請書提出後に辞退をする場合は、辞退届(様式8)を提出すること。
- (7) この要領に定めのない事項については別途協議の上決定する。